

条 例 議 案 の 概 要

—令和6年3月定例会—
(追加議案その2)

目 次

議案第 55 号 盛岡市市税条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 55 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を設けようとするものである。

2 改正の背景

令和6年能登半島地震災害では、広範囲において生活の基礎となる家財や生計の手段に甚大な被害が生じ、発災日（令和6年1月1日）と令和6年度分の個人市民税（令和5年分所得）の課税期間が極めて近接していること等の事情を総合的に考慮し、臨時・異例の対応として当該災害による損失に係る特別な措置を講ずることとなった。

3 改正の内容

令和6年能登半島地震災害により住宅家財等（※1）について損失が生じたときは、令和6年度分の個人市民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除（※2）の適用対象とすることができる措置を講ずる。

（※1）自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族（当該年の総合所得金額等が48万円以下の者に限る。）の有する資産で、趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産でないもの。

（※2）総所得金額等の合計額から控除する所得控除の1つ。住宅や家財等が災害にあった場合等その個人的な事情を考慮することで、担税力の差異による負担の不均衡を調整するもの。

4 施行期日

公布の日

5 雑損控除額の計算

次のアとイのいずれか多い方の金額

ア （損失額－保険金等の補填額）－総所得金額等の合計額×10%

イ 災害関連支出の金額－5万円

【計算例】

給与所得：500万円、住宅家財等の額：400万円

災害関連支出額（土砂の撤去費等）：50万円

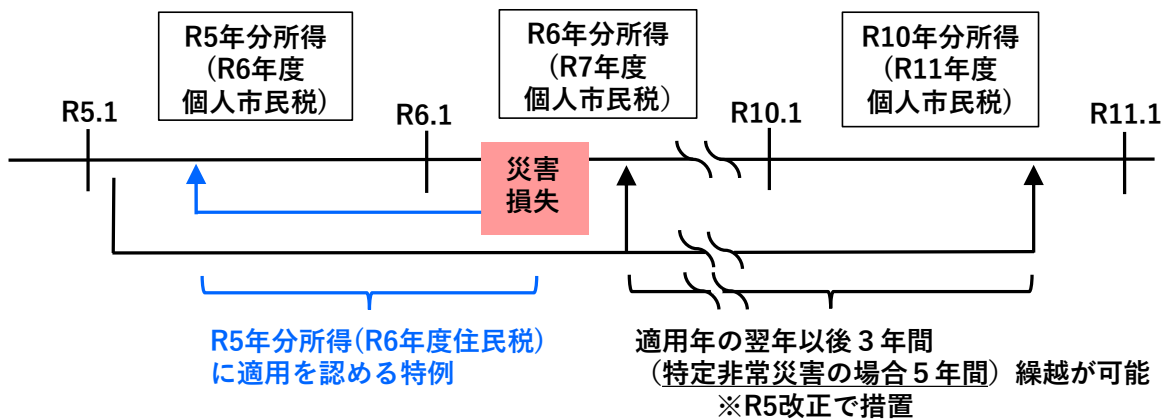
保険金等の補填：300万円

ア（400万円+50万円－300万円）－500万円×10%＝100万円

イ 50万円－5万円＝45万円

ア>イとなり、雑損控除額は100万円

6 雑損控除の繰越期間について



当該年に雑損控除しきれなかった場合、翌年分以降に繰り越すことができる。通常の雑損控除では繰越期間は3年だが、令和5年度税制改正において、大規模な災害の発生に備え、著しい被害に対する不安を解消する観点から、東日本大震災と同様に、特定非常災害に係る雑損控除の繰越期間が5年とされた。

令和6年能登半島地震災害は特定非常災害に指定されたので、雑損控除の繰越期間は5年となる。

雑損控除額等の特例の適用を受けた被災者が盛岡市に転入した場合、繰越期間において雑損控除の適用対象となる。

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第150条まで 略 附 則 第1条から第3条の4まで 略 (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) 第3条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。 2 前項前段の場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。 3 第1項の規定は、令和6年度分の第38条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第36条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 第5条から第41条まで 略 附 則 略 附 則 (令和6年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第150条まで 略 附 則 第1条から第3条の4まで 略 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第36条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 第5条から第41条まで 略 附 則 略</p>